

## 令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」への対応について

当社は、経済産業省の令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」実施に伴い、2026年2月検針分から4月検針分まで値引きを実施することとなりました。

これに伴い、公募要領に定める値引き単価による、電気のご使用量に応じた電気料金の値引きを行います。詳細は下記をご参照ください。なお、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

### 記

#### 1. 適用範囲

この供給条件は、電気需給約款[高圧]に基づき、電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2. 適用期間

適用期間は、2026年1月の計量日から2026年4月の計量日の前日までといたします。

#### 3. 国が定める値引き単価（税込）

適用期間	1キロワット時につき
2026年2月～3月検針分	2円30銭
2026年4月検針分	0円80銭

#### 4. 付帯条件

本支援事業は「令和7年度電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」により採択された補助金に基づき行っていることから補助金の上限に達した場合には適用期間の終了を待たずに特別措置単価の適用を終了いたします。

#### 5. 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に関するお問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧頂くか、下記お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

#### 【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

#### 【お問い合わせ窓口】

経済産業省資源エネルギー庁

電話番号：0120-013-305

受付時間：平日 9:00～17:00

以上